



薬生監麻発 0630 第 2 号
平成 29 年 6 月 30 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

平成 28 年度 医療用医薬品の広告活動監視モニター事業報告書について

今般、厚生労働省が実施した「平成 28 年度 医療用医薬品の広告活動監視モニター事業」の報告書がとりまとめられたことから、別紙のとおり周知します。

また、関係業界団体に対し、不適切な広告・プロモーション活動の防止に向けた対策を講じるよう求める旨の通知を別添（写）のとおり発出していることから、ご了知の上、当該報告書を広告監視業務にご活用願います。





薬生監麻発 0630 第 1 号
平成 29 年 6 月 30 日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局

監視指導・麻薬対策課長



平成 28 年度 医療用医薬品の広告活動監視モニター事業報告書について

今般、厚生労働省が実施した「平成 28 年度 医療用医薬品の広告活動監視モニター事業」の報告書がとりまとめられたことから、別紙のとおりお知らせします。

当該事業は、通常の広告以外の企業の販売に関するプロモーション活動も含め、モニターを使ってその実態を把握しようとして試みたものであり、今回が広告活動監視モニター事業として、初めての報告となります。

また、今回の報告書により示された調査結果から、①医療現場では様々な方法により不適切な広告活動が依然として多く行われていること、②「クローズドな場」において不適切と判断される説明資料・口頭での説明が多くあったこと等の実態が具体的な事例とともに確認されるに至っています。

このような結果を踏まえ、厚生労働省としましても掲載されている個別事例については、関係企業に対して指導を行う予定としています。

つきましては、各製薬企業においても、厚生労働省HPに掲載されている事業報告書をよく確認した上で、もう一度自社の広告・プロモーション活動の在り方を見直すことが求められることから、貴会傘下団体及び会員企業に周知いただくとともに、各団体におかれても不適切な広告・プロモーション活動の防止に向けた対策を講じるよう改めてお願いします。

【参考】

厚労省HPのURL (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000168734.html>)